公益社団法人栃木県産業資源循環協会
協会だより
Vol.139
10月号
〒320-0043
宇都宮市桜 4-2-2　栃木県立美術館普及分館 3F
TEL　028-612-8016/FAX　028-612-8017
http://www.tochigi-sanpai.or.jp

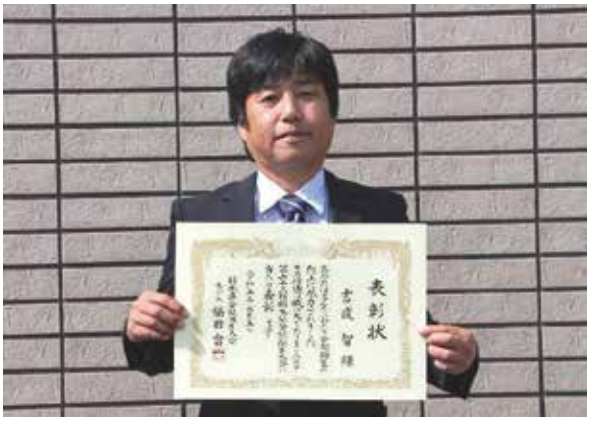
第 63 回 栃木県公衆衛生大会における保健衛生事業功労者表彰
当協会から仲田理事、吉成理事、佐久間理事が受賞されました

多年にわたり公衆衛生事業発展の活動が認められ、今年度の保健衛生事業功労者として当協会の仲田理事が知事表彰、吉成理事と佐久間理事が大会長表彰を受賞されました。
栃木県公衆衛生大会における表彰式は、各表彰部門の代表者のみ参加となりました。



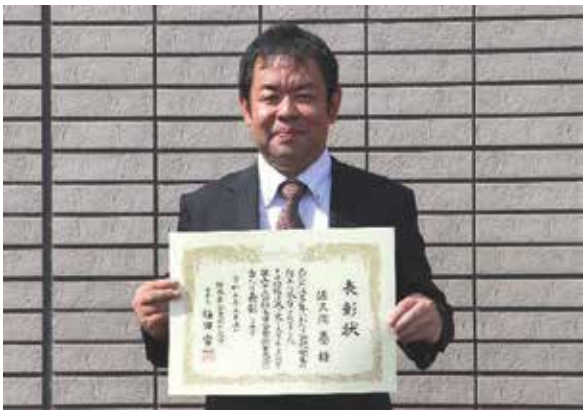
○知事表彰受賞者　仲田 陽介 様
仲田総業株式会社　代表取締役

仲田理事は、青年部立ち上げに尽力し、部長として長年にわたり青年部運営の重責を果たしてこられました。平成 27 年には協議会長として全国の青年部を牽引し地域の枠を超えた廃棄物処理業界の向上に努めました。平成 26 年理事に就任。自社においては、平成 30 年代表取締役に就任。「エコキーパー事業所」や「環境にやさしい優良企業」等の認定を受けるなど環境に配慮した事業所づくりに率先して取り組んでおられます。



○大会長表彰受賞者　吉成　智 様
株式会社栃木コンポスト　常務取締役

吉成理事は、青年部員として清掃活動など各種事業活動に大きく貢献されました。平成 30 年理事に就任。協会運営に意欲的な姿勢で取り組むなど、協会の更なる発展に尽力しておられます。自社においては、産業廃棄物処理業に関する知識や経験を積み、常務取締役に就任。更なる研鑽を積むため現場に率先して足を運び、下水道汚泥を中心とした廃棄物をより優れた有機質肥料を生産するなど循環型社会の促進に貢献しておられます。



○大会長表彰受賞者　佐久間　基 様
日本アグリ株式会社　代表取締役

佐久間理事は、副部長として部長を補佐しながら精力的に青年部活動を展開してきました。平成 30 年理事に就任。協会事業へ積極的に参画するなど、業界の資質向上に尽力しておられます。自社においては、食品汚泥や食品残渣を発酵させた肥料の生産や登録再生利用事業者として栃木県で第 1 号に登録されるなど、食品廃棄物のリサイクルを中心に社業の発展に尽力。循環型社会をより構築するため奮闘しておられます。

第 70 回理事会を開催

９月14日(木)、宇都宮市のとちぎ福祉プラザにおいて第70回理事会が開催され、菊池会長をはじめ理事・監事16名が出席し、諸議題を審議しました。その概要は次のとおりです。

【決議・協議事項】

１．産業廃棄物処理業における実務研修会の開催（４ページ参照）
　10 月 18 日(水)、栃木県総合文化センターにおいて、リサイクル推進と廃棄物処理法の許可不要制度の内容で開催することとなりました。

２．優良産業廃棄物処理施設等の視察研修
　県内初の産業廃棄物管理型最終処分場「エコグリーンとちぎ」を視察することとなりました。

３．トップセミナーの開催（４ページ参照）
　10 月 25 日(水)、栃木県総合文化センターにおいて、カーボンニュートラルの概要や取組事例等の内容で開催することとなりました。

４．家畜伝染病の発生時等における防疫対策への協力に関する協定に基づくアフリカ豚熱対応
　通常の家畜伝染病等が発生した場合と同様に、発生地（道路際まで移動された固体）から焼却施設まで協定に基づき運搬していくこととなりました。

５．新規加入会員の承認
　正会員２社（株式会社友和環境、株式会社クリーンテックとちぎ）が承認されました。

【報告事項】

１．令和５年度上期業務執行状況報告
　今年度の上期業務執行状況について報告しました。

２．第 63 回栃木県公衆衛生大会における保健衛生事業功労者の受賞者（１ページ参照）
　当協会の受賞者について報告しました。

３．行政との意見交換会
　８月１日、栃木県庁北別館において開催した概要等について報告しました。

４．産業廃棄物処理検定の試験対策研修会の開催結果
　８月４日、とちぎ福祉プラザにおいて開催した概要等について報告しました。12 月５日、宇都宮市のパルティにおいて、第２回を開催いたします。

５．令和５年度災害廃棄物処理に係る支援要請伝達訓練の開催結果
　８月 25 日に県北地域、８月 28 日の県央地域、９月１日の県南地域で開催された概要等について報告しました。

６．関東地域協議会災害時における災害廃棄物の処理等に関する相互応援に関する協定の調印式
　６月 30 日、エッセム神田において開催された概要等について報告しました。

７．家畜伝染病の発生時等における防疫対策への協力に関する協定書の調印式
　８月３日、栃木県庁において開催された概要等について報告しました。

８．自由民主党栃木県支部連合会政策懇談会の要望書
　要望書の内容について報告しました。

９．会員の異動
　代表者、社名及び住所変更等した会員があり、９月 13 日現在の正会員は 194 社、賛助会員は 24 社、合計 217 社であることを報告しました。

10．今後の日程
　主な今後の行事予定について報告しました。

11．協会青年部 活動報告
　直近の活動内容及び今後の予定について報告しました。

新規加入会員紹介【正会員２社】

○株式会社友和環境　　代表取締役　宮田 泰信
栃木県下都賀郡壬生町大字藤井 1066-1　TEL0282-81-0530　FAX0282-81-0531
https://www.yunan.co.jp

◆中間処理業（破砕、圧縮、減容）　栃木県　令和２年７月１日
①破砕に係るもの
廃プラスチック類 ・紙くず ・木くず ・繊維くず ・ゴムくず ・金属くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・がれき類
②圧縮に係るもの
廃プラスチック類 ・紙くず
③減容に係るもの
廃プラスチック類

○株式会社クリーンテックとちぎ　　代表取締役　安藤 由紀男
栃木県那須郡那珂川町和見 1918　TEL0287-82-7000　FAX0287-82-7081

◆最終処分場業（埋立）　栃木県　令和５年９月 13 日
燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む。）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、鉱さい（水銀含有ばいじん等を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）、政令第 13 号廃棄物

反社会的勢力排除のための研修会を開催

９月25日(月)、宇都宮市の栃木県総合文化センターにおいて、産業廃棄物処理業界から反社会的勢力を排除するため、反社会的勢力の排除のための研修会を開催し、会員28名が参加しました。

講演は、栃木県警察本部組織犯罪対策第一課の菊池暴力排除係長と公益財団法人栃木県暴力追放県民センターの寺﨑専務理事を講師にお招きし、栃木県暴力団排除条例の概要や最近の暴力団情勢と対策の必要性などについて説明が行われたほか、ＤＶＤ「不当要求・クレームへの初期対応～効果的な“必殺ワード”と対策ポイント～」を鑑賞し、執拗に迫る悪質なクレーマーなどによる電話、インターネット、直接面談による不当要求の手口と対応策について勉強しました。


【講義する寺崎専務理事】


【会場風景】

産業廃棄物処理業における実務者研修会の開催について

産業廃棄物の適正処理の推進及び産業廃棄物処理業者の資質向上を図るため、産業廃棄物の適正処理に必要な基本的事項や産業廃棄物処理業界の動向等について研修会を開催いたします。今年度も講師に長岡文明氏をお招きし、リサイクル推進と廃棄物処理法の許可不要制度について解説したいと思います。
参加を希望される方は、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

1．日　時　令和 5 年 10 月 18 日（火）13：30 ～ 16：00
2．場　所　栃木県総合文化センター　特別会議室　　宇都宮市本町 1-8　TEL028-643-1000
3．内　容　リサイクル推進と廃棄物処理法の許可不要制度について
　　＊講演は本人の録画上映となりますが、質疑応答は会場に同席される先生に対応してもらえます。
4．講　師　ＢＵＮ環境課題研修事務所　主宰　長岡 文明 氏
5．定　員　80 名
6．受講料　(公社)栃木県産業資源循環協会　会員：無料、非会員：3,000 円
7．後　援　栃木県、宇都宮市

トップセミナーの開催について

産業廃棄物処理業等に関わる環境の変化や社会的ニーズに対応するため、産業廃棄物処理業者の経営者層を対象に研修会を開催いたします。
今年度のセミナーは、カーボンニュートラルについて知るとともに、事業を通してどのような取り組みができるか講演いただきます。
参加を希望される方は、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

1．日　時　令和 5 年 10 月 25 日（火）13：30 ～ 16：00
2．場　所　栃木県総合文化センター　特別会議室　　宇都宮市本町 1-8　TEL028-643-1000
3．内　容　なぜカーボンニュートラル　私達にできることは何？
4．講　師　栃木県環境森林部気候変動対策課　課長　武藤 慶人 氏
5．定　員　50 名
6．受講料　(公社)栃木県産業資源循環協会　会員：無料、非会員：3,000 円

排出事業者における産業廃棄物の適正処理及び排出抑制に関する講習会の開催について
～排出事業者に期待される責任と役割とは～

産業廃棄物の排出抑制、リサイクルや適正処理を推進することを目的に主として県内の産業廃棄物排出事業者の皆様を対象として、産業廃棄物の適正処理及び排出抑制や関する講習会を開催します。参加を希望される方は、公益財団法人栃木県環境保全公社までお問い合わせください。TEL028-622-7654

1．日時　令和 5 年 11 月 7 日（火）14：00～（13：30 受付開始）
2．会場　宇都宮市立南図書館 サザンクロスホール　宇都宮市雀宮町 56-１
3．内容　第１部　適正処理に関する講習会（14：05～15：15）
　　「産業廃棄物の適正処理のために」
　　【講師】行政書士大澤利昭事務所　大澤 利昭 氏
　　第２部　発生抑制に関する講習会（15：30～16：40）
　　「循環型社会の実現に向けたリコーグループの取り組み」
　　【講師】株式会社リコー　ＥＳＧ戦略部　ＥＳＧセンター　新井 繁邦 氏
4．定員　400 名

スキルアップを考えている方に必須の試験です

産業廃棄物処理検定
（廃棄物処理法基礎）



本検定は環境大臣登録の「人材認定等事業」です

令和5年9月に産業廃棄物処理検定（廃棄物処理法基礎）公式テキストを発行しました。
検定試験の学習にご活用ください。（https://www.zensanpairen.or.jp/application/books/）

こんな人のニーズにおススメです

■人事・管理部門
現場の担当者が業務に必要な知識を身に付けているか、定量的に把握したい方。従業員の人材育成にご活用ください。

■廃棄物処理担当
廃棄物を処理する上で、実務に必要な正しい知識が身についているかを確認したい方。

この検定に合格すると・・・

■合格証明書カードが発行されます。
■きちんとした知識を備えた人材であることを連合会が認定します。
■お客様やクライアントからの要望に対して、より効果的で適確な提案をすることができます。

【試験日時】 令和6年2月18日（日）10時～11時30分

【申込方法】専用ポータルサイトにて受付
【受付期間】令和5年12月1日～令和6年1月18日
（ただし各会場定員になり次第、受付を締め切ります）
【試験形態】マークシート方式による筆記試験
【試験範囲】廃棄物の種類、排出事業者責任、委託契約、マニフェスト、帳簿、保管基準、処理基準等に関する法令の基礎

受験料：12,100円（税込）

https://www.zensanpairen.or.jp/application/seminar/

全産連　研修会・セミナー　検索

【試験会場（予定）】 全国14会場で同時開催

最寄りの会場をご利用ください

開催場所(定員) / 会場名			
岩手県（90名） アイーナ いわて県民情報交流センター	栃木県（130名） 栃木県総合文化センター	群馬県（40名） 群馬建設会館	千葉県（80名） 千葉県教育会館
東京都（300名） TKP市ヶ谷 カンファレンスセンター	神奈川県（190名） かながわ労働プラザ	新潟県（80名） 新潟県建設会館	長野県（40名） ホテル信濃路
静岡県（50名） レイアップ御幸町ビル	愛知県（150名） 名古屋国際会議場	三重県（50名） 三重県総合文化センター	広島県（80名） 広島YMCA国際文化センター
福岡県（80名） 福岡県中小企業振興センター	熊本県（110名） ユースピア熊本		

【後援】 環境省
【共催】 (一社)岩手県産業資源循環協会　(公社)栃木県産業資源循環協会　(公社)群馬県環境資源創生協会　(一社)千葉県産業資源循環協会
(一社)東京都産業資源循環協会　(公社)神奈川県産業資源循環協会　(一社)新潟県産業資源循環協会　(一社)長野県資源循環保全協会
(公社)静岡県産業廃棄物協会　(一社)愛知県産業資源循環協会　(一社)三重県産業廃棄物協会　(一社)広島県資源循環協会
(公社)福岡県産業資源循環協会　(一社)熊本県産業資源循環協会

≪お問合せ先≫

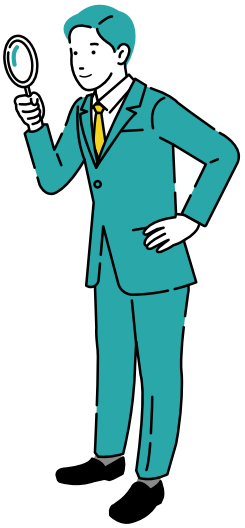
公益社団法人
全国産業資源循環連合会
〒106−0032 東京都港区六本木3−1−17 第2ABビル4階

検定試験担当
TEL: 03-3224-0811　FAX: 03-3224-0820
https://www.zensanpairen.or.jp
●営業時間／月～金　9:00～17:00
●定休日／土日・祝日

2023.08

産廃検定公式テキスト発刊！

廃 棄 物 処 理 法 を 学 ぼ う ！



令和6(2024)年2月以降の産業廃棄物処理検定(廃棄物処理法基礎)は、この公式テキストに準拠して出題いたします。

「産業廃棄物処理検定(廃棄物処理法基礎)公式テキスト」



発行日(販売開始日) 令和5年9月1日(金)

申込方法 全国産業資源循環連合会ホームページ
(https://www.zensanpairen.or.jp/application/books/)
からお申込み

販売価格 1,980円/冊(税込、送料別)

目次　　A5判141頁

(1)廃棄物処理法の概要と
　主な法令改正等の経緯
(2)廃棄物とは
(3)産業廃棄物の分類
(4)事業者の責務
(5)産業廃棄物の処理に関する主な基準
(6)産業廃棄物処理の委託
(7)産業廃棄物処理業
(8)産業廃棄物処理施設
(9)特例制度
(10)廃棄物等の輸出入
(11)産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度
(12)帳簿
(13)行政処分・罰則
(14)関係法令



令和5年度産業廃棄物処理検定(廃棄物処理法基礎)は、
令和6年2月18日(日)全国14会場で開催予定です。

お問い合わせ先

公益社団法人
全国産業資源循環連合会
〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4階
TEL 03-3224-0811

～会社訪問～

≪会社訪問≫ 今回は、正会員の **株式会社横田商事** を訪問しました。

１ 会社概要

会社名：株式会社横田商事　　代表取締役　横田 一夫
本　社：栃木県足利市羽刈町 763 番地 12(八坂工業団地内)
　　TEL 0284-72-2241　FAX 0284-72-2828　ホームページ　https:// ecopark-yokota.com
設　立：昭和 49 年 11 月 15 日　　従業員 120 人

２ 許可の取得状況

○産業廃棄物収集運搬業
栃木県（0910005340）、群馬県（1000005340）、埼玉県（1104005340）、
茨城県（0801005340）、千葉県（1200005340）、福島県（0707005340）、
山形県（0609005340）

○特別管理産業廃棄物収集運搬業
栃木県（0950005340）、群馬県（1050005340）、埼玉県（1154005340）
茨城県（0851005340）

○産業廃棄物処分業
栃木県（092005340）

○一般廃棄物処理業（足利市）

○一般廃棄物収集運搬業（足利市、佐野市、栃木市、宇都宮市、上三川町、小山市、
下野市、野木町、壬生町、館林市、太田市、板倉町、明和町、千代田町、邑楽町、
大泉町、前橋市、伊勢崎市、桐生市、みどり市、渋川市、羽生市、加須市、行田市、
熊谷市、深谷市、古河市、境町、坂東市、下妻市）

○廃棄物再生事業者登録

○エコアクション 21 認証

○古物商許可

３ 企業理念・企業方針

地球環境保全に努め、循環型社会への貢献と、排出事業者及び地域社会にプロデュースするために、日々の努力を惜しまず、人と自然が快適に暮らせる環境を目指して、事業活動を推進します。当社は、一般廃棄物、産業廃棄物の収集運搬業と再資源化に総合的に取り組む企業であることをふまえ「基本理念」に基づき環境管理活動を推進します。

４ 会社からひと言

創業 80 年以上の実績があります。お客様の安心を届ける企業として廃棄物の処理から清掃作業、メンテナンスまで安心のネットワークでお応えする環境コーディネーターです。



事務所


収集運搬車両

≪会社のＰＲをしませんか≫
「会社訪問」のページに掲載していただける会員の方を募集しております。情報発信のツールとして、御活用ください。詳細につきましては、協会まで御連絡ください。TEL028-612-8016

ＢＵＮさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！





今回の宿題は「業許可」の基本的な問題でしたね。では、確認していきましょう。

宿題Q，（特別管理）産業廃棄物処理業の許可に関する記述について正しいものには「○」、間違っているものには「×」をつけよ。

a　Ａ県で産業廃棄物収集運搬業の許可を受ければ、Ｂ県でも産業廃棄物の収集運搬を業として行うことができる。

b　Ａ県で産業廃棄物収集運搬業（積替保管を含む）の許可を受ければ、Ａ県内の廃棄物処理法政令市でも産業廃棄物の収集運搬（積替保管を含む）を業として行うことができる。

c　産業廃棄物処分業の許可を受けるためには、法第 15 条第 1 項の産業廃棄物処理施設の許可を受けていなければならない。

d　特別管理産業廃棄物処分業の許可を受ければ、特別管理産業廃棄物の排出事業者であっても特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなくてもよい。

e　特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けていれば、（普通の）産業廃棄物を扱う場合でも、改めて（普通の）産業廃棄物処理業の許可を受ける必要はない。

【解説】

a 及び b 産業廃棄物処理業の許可は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

この場合の都道府県知事とは、法第 24 条の 2 の規定により政令第 27 条でいわゆる指定都市、中核市などが含まれる。平成 22 年の廃棄物処理法改正により、収集運搬で積替保管を含まない場合には、都道府県知事の許可で行えることと改正されたが、政令市の中で積替保管を行う場合は、従前とおり、別途政令市の許可が必要となっている。

c　産業廃棄物処理施設の設置許可が不要な産業廃棄物の処理施設を用いて産業廃棄物処分業を行うことは可能である（廃石膏ボードの破砕施設や処理能力が許可対象未満の施設など）。

d　特別管理産業廃棄物管理責任者は，特別管理産業廃棄物を排出する事業者に設置義務がある。

e　（普通の）産業廃棄物処理業の許可と特別管理産業廃棄物処理業の許可は、全く別制度として規定していることから、特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けていても、（普通の）産業廃棄物を処理する場合には、産業廃棄物処理業の許可が必要になる。

正解　ａ×、ｂ×、ｃ×、ｄ×、ｅ×

ａ×、ｂ×、については、現実に栃木県と宇都宮市の許可を取得している会員さんにとっては簡単な問題でしたね。「政令市」というのは、解説のとおりですが、栃木県内では宇都宮市だけが該当しています。全国では現在 82 市がありますが、今後も増加していく予定のようです。
それでは、「業許可」関連でもう一つ。

Q，次のうち、（特別管理）産業廃棄物処理業の許可として正しいものはどれか。

（１）特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可があれば産業廃棄物の収集運搬を業として行うことができる。

（２）特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可があればすべての特別管理一般廃棄物の収集運搬を業として行うことができる。
（３）特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲に廃油が含まれている場合は、産業廃棄物である廃油の収集運搬を業として行うことができる。
（４）特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲に感染性産業廃棄物が含まれている場合は、感染性一般廃棄物の収集運搬を業として行うことができる。
（５）特別管理産業廃棄物処分業の許可があれば、特別管理産業廃棄物の収集運搬を業として行うことができる。

【解説】
特別管理産業廃棄物であるばいじんの収集運搬を行うことができる者は、特別管理一般廃棄物であるばいじんの収集運搬を、感染性産業廃棄物の収集運搬を行うことができる者は、感染性一般廃棄物の収集運搬を、特別管理産業廃棄物である廃水銀等の収集運搬を行うことができる者は、特別管理一般廃棄物である廃水銀の収集運搬を行うことができる。（省令第 10 条の 20 第 2 項）

正解　（４）

基礎知識では、さんざん「一般廃棄物と産業廃棄物は別物ですよ。特管物と普通物は別許可ですよ。」と教えておきながら、業許可制度においては「特管産廃の許可業者は、＜それと同類の＞特管一廃は扱える。」すなわち、特別管理一般廃棄物処理業の許可は取らなくてもよい、と規定しているんです。背景としては、特別管理一般廃棄物というのは「一般廃棄物」とはいうものの、極めて特殊な「物」なんです。一般廃棄物でありながら、現在の家庭生活からは「まず」発生しません。そのため、解説で紹介した法律第 14 条の 4 第 17 項を受けた省令第 10 条の 20 第 2 項の規定により「特管産廃の許可業者は、＜それと同類の＞特管一廃は扱える。」という運用をしてきています。そのため、「特別管理一般廃棄物処理業の許可」という制度は作っていないんです。身近なこととしては、ここ数年間猛威をふるったコロナ関連の廃棄物でも注目されましたが「感染性廃棄物」です。感染性廃棄物は「物」の分類としては「感染性一般廃棄物」も「感染性産業廃棄物」も存在するのですが、感染性一般廃棄物は必ずと言っていいほど感染性産業廃棄物と混在して発生してしまいます。ちなみに、血液は「汚泥」または「廃アルカリ」なので事業活動を伴って発生すれば産業廃棄物。感染性産業廃棄物です。感染性一般廃棄物の代表的な物は「血液の付着したガーゼ、包帯」です。ガーゼ、包帯は「繊維くず」であり、病院から排出された場合は指定業種の関係で一般廃棄物（事業系一般廃棄物）です。これに感染性産業廃棄物である血液が付着しているので感染性一般廃棄物となる訳です。「血液とガーゼを分別して出して下さい」なんて無理ですよね。そこで、「感染性産業廃棄物の許可を取得していれば、感染性一般廃棄物も扱うことができる」という規定を作っているものと思われます。ちなみに（２）がなぜ「×」かと言うと、特別管理一般廃棄物には「家庭生活から排出されるＰＣＢ部品」もあるのですが、これについては省令第 10 条の 20 第 2 項の規定には入っていないからです。
ＢＵＮさん個人としては、（３）の「特別管理産業廃棄物の許可があれば普通産業廃棄物も扱える」という「包含許可制度」の方が理屈に合うんだけどなぁと思っています。（しかし、法制度はそうはなっていないので注意してくださいね。）

では、今回の宿題。かなりマニアックな内容ですが、いかがでしょうか？



宿題Ｑ
次のうち、法令で定義されていないものはどれか。

（１）産業廃棄物処理施設
（２）特別管理産業廃棄物処理施設
（３）産業廃棄物収集運搬業
（４）特別管理産業廃棄物収集運搬業
（５）特別管理産業廃棄物処分業

ワンポイント安全衛生

二階堂労働安全コンサルタント事務所
CSP労働安全コンサルタント　二階堂　久



雇入れ時や作業内容変更時の安全衛生教育



今年に入って、栃木県内で**図表１**のような送検事案がありました。

送検とは、刑事訴訟法第 246 条（司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、この法律に特別の定のある場合を除いては、速やかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。）により、検察官に送致することをいいます。

司法警察員は警察官だけではなく、特別司法警察員として、労働基準監督官なども含まれます。

図表１　栃木労働局管内の労働基準関係法令違反に係る公表事案

栃木労働局　　最終更新日：令和5年8月31日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	
(有) マキ工業	栃木県宇都宮市	R5. 2. 6	労働安全衛生法第59条 労働安全衛生規則第35条	労働者の作業内容を変更した際、従事業務に関する安全のための教育を遅滞なく行っていなかったもの	R5. 2. 6送検
(株) 東北サファリーパーク　那須支店　那須サファリパーク	栃木県那須郡那須町	R5. 5. 11	労働安全衛生法第59条 労働安全衛生規則第35条	雇入れ時に安全衛生教育を行わなかったもの	R5. 5. 11送検

この中に示された「違反法条」の内容を確認します。

労働安全衛生法第 59 条（安全衛生教育）

事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。

２　前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

３　事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない。

労働安全衛生規則第 35 条（雇入れ時等の教育）≪抜粋≫

事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行なわなければならない。

一　機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
二　安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
三　作業手順に関すること。
四　作業開始時の点検に関すること。
五　当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
六　整理、整頓(とん)及び清潔の保持に関すること。
七　事故時等における応急措置及び退避に関すること。
八　前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

～ワンポイント安全衛生～

すでに雇入れ教育の資料を作成している場合は、そのまま使用してください。

まだ作成していなかった、あるいは内容が具体的でないなどの事業場の方は、厚生労働省の「未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル」を参照してください。

本マニュアルは、経験年数の少ない未熟練労働者が、作業に慣れておらず、危険に対する感受性も低いため、労働者全体に比べ労働災害発生率が高い状況から、雇入れ時や作業内容変更時等の安全衛生教育に役立つよう、作成されたものです。

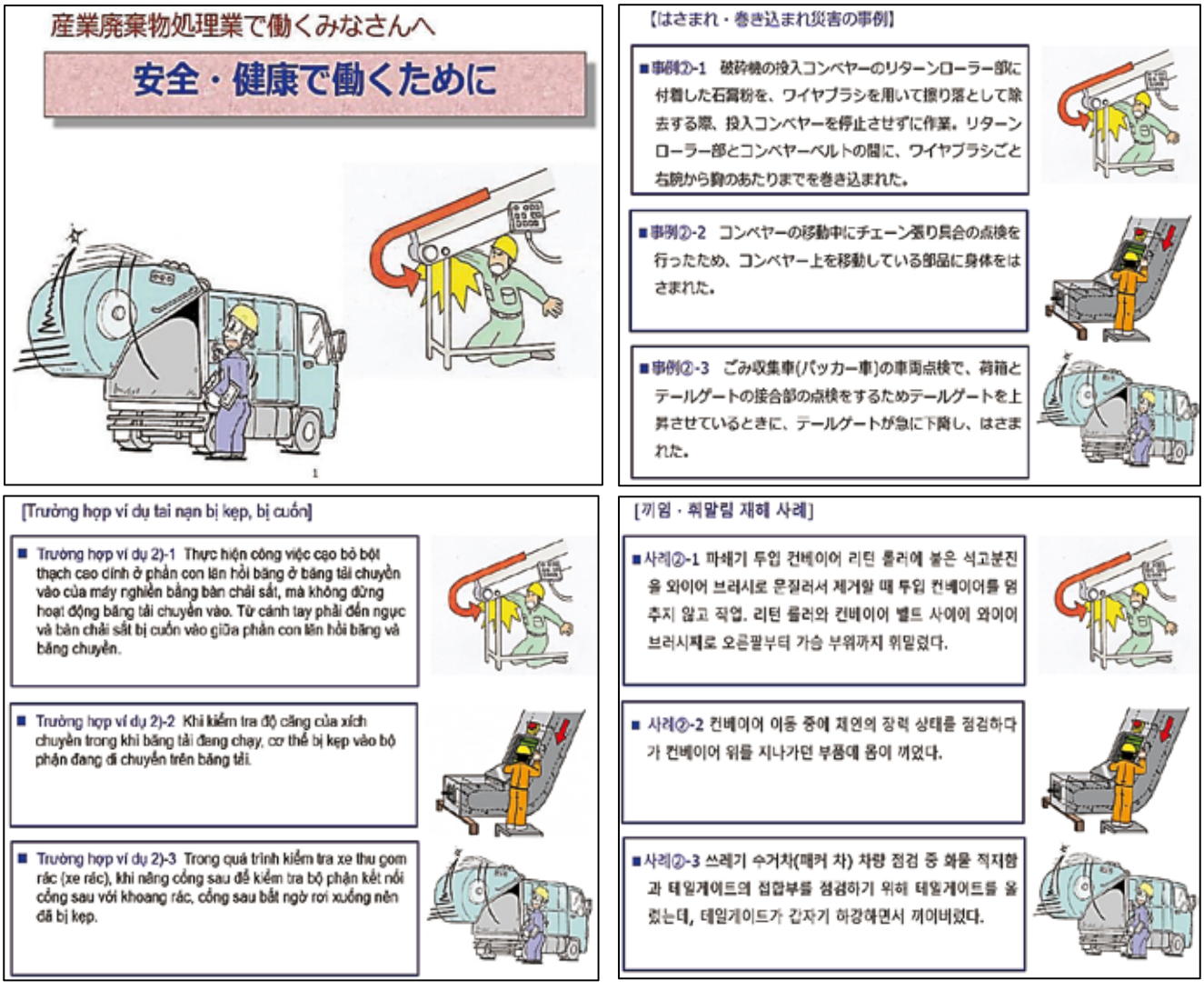
図表２にように、外国語に対応しています。**図表３**はマニュアルの内容の一部を比較したものです。

また、日本語版の「安全・健康で働くために」は、日常の安全衛生教育でもじゅうぶんに使用できる内容となっています。毎月の安全衛生委員会などで、抜粋して活用してください。

図表２　未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル一覧表

- 英語教材
- ベトナム語教材
- インドネシア語教材
- クメール語教材
- スペイン語教材
- タイ語教材
- タガログ語教材
- ネパール語教材
- ポルトガル語教材
- ミャンマー語教材
- モンゴル語教材
- 韓国語教材
- 中国語教材

図表３　未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアルの内容（日本語、ベトナム語、韓国語）



〔参考資料〕・「未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル（厚生労働省）」

ＣＳＰ労働安全コンサルタント（Certified Safety Professional Consultant）とは、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会より継続的に研鑽を積んでいると認定され称号使用を許可された者

～コラム～



佐藤泉法律事務所
LAW OFFICE OF IZUMI SATO
代表者：弁護士 佐藤 泉
〒104－0061 東京都中央区銀座１丁目 16-6 鈴常ビル４階
TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 http://satoizumilaw.com

Column
コラム

○リサイクル関連の補助金

資源循環を促進するためには、リサイクル技術の進歩が必要です。そこで、環境省及び関連法人は、補助事業、助成金等による支援を行っています。
既に公募が終わっているものもありますが、これらの情報をチェックすることは、廃棄物処理の将来を知る手がかりになるでしょう。

令和５年度脱炭素型循環経済システム構築促進事業（うち、プラスチック等資源循環システム構築実証事業）（補助）の公募結果について
https://www.env.go.jp/press/press_01945.html?from=newslink&from=newslink_text

廃棄物・３R 研究財団が行う補助事業
https://www.jwrf.or.jp/aid/

産業廃棄物処理事業振興財団令和６年度産業廃棄物処理助成事業の募集について
https://www.sanpainet.or.jp/service02.php

令和５年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）の四次公募について
https://www.env.go.jp/press/press_02046.html
（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和５年９月 25 日掲載）

○ＤＡＣ-大気中から CO2 を直接回収

コロナの収束により航空業界が息を吹き返しています。これと同時に航空の脱炭素化の必要性も高まっています。
バイオマス、廃油などを原料とする持続可能な航空燃料（SAF）の実用化が進んでいます。しかし、これだけではカーボンニュートラルは実現できません。そこで、大気中から直接 CO2 を回収する技術の開発が期待されています。回収のコストと有効性はまだ分かりません。未知の世界に突入しているという気がします。
https://www.aist.go.jp/aist_j/magazine/20230830.html
（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和５年９月 19 日掲載）

○繊維製品に対する拡大生産者責任

繊維製品は大量生産・大量消費の傾向が強く、サプライチェーンを通じて環境負荷が懸念されています。
2023 年７月５日、欧州委員会は廃棄物枠組み指令の改正案を発表しました。今回の改正案は、繊維と食品の分野を対象としています。特に繊維廃棄物については、EU 域外の事業者にも拡大生産者責任を課しています。
対象製品は、一般消費者向け衣服の他、カーテン・ブランケット・靴などを含む広範なものです。繊維廃棄物の削減、リユース、リサイクルを推進するための管理コストを製造事業者などに負担させる内容となっており、繊維業界には大きな影響を与えると思います。
https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/07/5db3b1c54ede295e.html
（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和５年９月４日掲載）

～相談事例～

こんな時、どうするの

事業所で使用していたショーケースと冷蔵庫を廃棄したいのですが、どうしたらいいですか？



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

（相談者）

私の父は飲食店を経営していて、コロナが蔓延しその後も客足が戻らないので、去年、事業をやめ、使用しなくなった機器を処分しはじめました。調理台などの厨房機器は買い取ってくれる方に譲りましたが、冷蔵庫類が３台残っています。クーラーもありますが、それは使えるので使おうと思います。食器も数がそろわないと買い取ってくれないので処分したいです。どうしたらいいですか。

（協会）

冷媒が入った機器は、事業で使用しても機器自体が「事業用」か「家庭用」か区分されていますので、その仕分けに沿った処分方法になります。ただし、産業廃棄物であることには変わりませんので、運搬を委託する場合は産業廃棄物の収集運搬業の許可を有する方にお願いします。食器もガラス陶磁器くずか、プラ、金属のいずれかになると思いますので、産業廃棄物として委託処分してください。もし、木製のお椀や箸がありましたら、一般廃棄物になりますので、市の清掃センターに搬入してください。

（相談者）

食器はわかりました。木製品だけ気をつければいいんですね。冷蔵庫は「事業用」か「家庭用」かは、どこをみればわかるのですか？

（協会）

扉の内側に書いてあると思います。必ず表示されていますので探してください。

（相談者）

冷蔵庫が「事業用」か「家庭用」か銘板がありました。ショーケースは業務用でした。

（協会）

まず、家庭用冷蔵庫は、家電リサイクル法に従って処分していただくことになります。インターネットで、メーカーと型式をもとに処分費用を調べ、その費用を郵便局で「リサイクル券」購入として支払います。処分費用は、○×社製の○○型の製品→処分費用という検索の流れになりますが、全国一律です。

持ち込み先は、各市町が指定する「集積所」がありますので、市役所にその場所をお尋ねください。インターネットで「家電リサイクル法」「事業所の市町村名」「集積所」と入力しますとヒントがあるはずです。メーカーにより集積所が２つのグループに分かれています。搬入を委託するなら、集積所にメーカー名を伝え対応しているか確認したうえで産業廃棄物の許可業者に委託しましょう。

次に、業務用冷蔵庫は冷媒を抜き取ってもらわないと廃棄物として処分できません。栃木県のHP をご覧いただき、「第一種フロン回収」というキーワードで検索しますとお近くのフロン回収業者を見つけられます。フロンを回収した証として「引取証明書」を発行してもらい、その写しを産業廃棄物の処分業者に渡す必要があります。

（相談者）

なかなか面倒ですね。もう一度おさらいしていいですか。

家庭用冷蔵庫は、郵便局でリサイクル券を買い、集積所に持っていく。集積所にメーカーを伝え搬入可能か事前に連絡しておく。運搬は産廃！

業務用冷蔵庫は、第一種フロンを回収できる業者を県の HP で調べて、フロン回収を委託し「引取証明書」を発行してもらう。「引取証明書の写し」と共に、処分業者に持っていく。運搬を委託するなら産廃！

木製の食器は、市のクリーンセンターですね。

～相談事例～

（協会）

まず、機器のメーカーと型式を調べ、家電の時はリサイクル券を買うまでの調査に手間どり、集積所も市内にないこともありますので、根気よく探してください。家電量販店は詳しいので、聞いてみてもいいですが、あくまでも産業廃棄物ですので、あとはよろしく～という対応はいけません。リサイクル券を保管しておくのはマニフェストのＡ票保管（５年）と同じ意味になりますし、引取証明書も３年間保存しなければいけません。

（相談者）

リサイクル券は家電リサイクル法、マニフェストは廃棄物処理法、引取証明書はフロン排出抑制法・・・面倒ですね。

そういえば、クーラーも面倒なんですね。電気屋さんに点検して下さいって言われました。

（協会）

クーラーは点検を求められているとすれば「業務用」なのかもしれませんね。フロン回収抑制法に基づく点検だと思います。名盤を見て点検義務があるものか電気屋さんに聞いてみてください。処分の考え方としては冷蔵庫と同じで銘板を見て確認していただくことからです。また、お困りになったらまた連絡してください。フロンに関しては、地球温暖化防止のため規制が厳しくなっていく方向ですので。

フロンに関することは、地元を管轄する環境森林（管理）事務所にお尋ねください。

（相談者）

わかりました。

廃棄物処理アドバイザリー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第７項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言等を行う事業を実施しております。（10月１日現在、11件契約）
詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

（主な事業）

○排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
○処理業を継続するには人手不足のため、誰か事業を承継してくれないか。
○マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
○処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
○処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

（その他）

○契約期間は１年間。
○料金は１事業所、※年間 10 万円。（当協会の正会員及び賛助会員は５万円）
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。

－組織強化の推進について－

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところでありますが、10 月１日現在、正会員 193 社・賛助会員 24 社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

高圧ガスの廃棄及び容器（ボンベ）のくず化（処分）中の事故防止について

高圧ガスは、高い圧力及びガスの性状（可燃性、支燃性、有毒性、超低温）に伴う危険性がありますので、次のとおり取扱いには十分注意してください。

○ くず化作業は、容器の中のガスを完全に抜き取り、ガスが入っていないことを確認した後に行って下さい。特に、可燃性ガスの容器をくず化するときは、水で置換するなどして内部の可燃性ガスを完全に放出してから行ってください。

○ くず化作業の経験のないガス成分が充填された容器及びくず化作業の経験のない型式の容器等については、くず化作業の方法やその手順等について、安全面で問題がないか、高圧ガス容器検査を行っている業界団体のマニュアル等で十分確認した後に作業を行ってください。

○ 「高圧ガスの廃棄に関する規定」を遵守してください。





【写真】破裂した容器の例（県撮影／高圧ガス保安協会ホームページからの引用）

◆ 高圧ガスの廃棄に関する規定

（一般高圧ガス保安規則第 62 条、液化石油ガス保安規則第 60 条及び冷凍保安規則第 34 条）

（1）廃棄は、容器とともに行ってはいけません。
（2）可燃性ガスの廃棄は、火気を取り扱う場所又は引火性若しくは発火性の物をたい積した場所及びその付近（8m 以内）を避け、かつ、大気中に放出して廃棄するときは、通風の良い場所で少量ずつ行ってください。
（3）毒性ガスを大気中に放出して廃棄するときは、危険又は損害を他に及ぼすおそれのない場所で少量ずつ行ってください。
（4）可燃性ガス又は毒性ガスを継続かつ反復して廃棄するときは、当該ガスの滞留を検知するための措置を講じて行ってください。
（5）酸素又は三フッ化窒素の廃棄は、バルブ及び廃棄に使用する器具の石油類、油脂類その他の可燃性の物を除去した後に行ってください。
（6）廃棄した後は、バルブを閉じ、容器の転倒及びバルブの損傷を防止する措置を講じてください。
（7）充てん容器等のバルブは、静かに開閉してください。
（8）充てん容器等、バルブ又は配管を加熱するときは、温度 40 度以下の温湯を用いる等、容器等が高温にならないための措置を講じてください。

栃木県産業労働観光部工業振興課　保安担当　　TEL：０２８－６２３－３１９６

機器管理者の皆様へ

フロン排出抑制法の改正（2020年4月1日施行）により

業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器を廃棄する際の規制が強化されました。

機器は捨てるまできちんと管理を!

機器を捨てる際にフロン類を回収しない違反には罰金が科せられます!

フロン類を回収しないまま機器を廃棄する違反については、行政処分のみならず**刑事罰（50万円以下の罰金）の適用対象**となります。

機器廃棄時には必ず充塡回収業者にフロン類の回収を依頼してください。

フロン類の回収が証明できない機器は引取ってもらえません!

廃棄物・リサイクル業者に業務用エアコン等の処分を依頼する際には、**引取証明書の写し**を渡してください。

引取証明書：充塡回収業者がフロン類を回収した際に 発行する書面

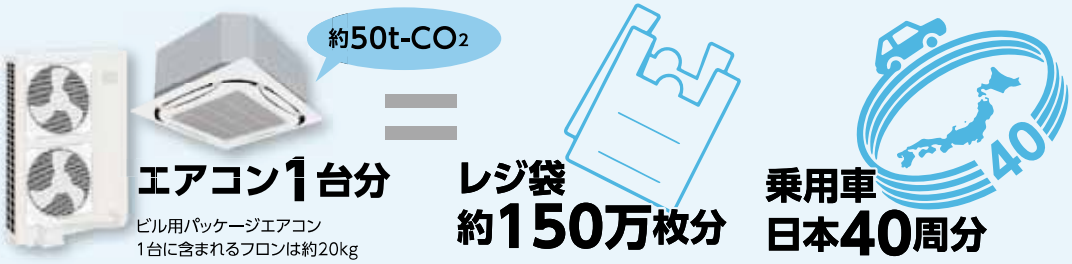
フロン排出抑制法の対象となる機器

業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうち、フロン類が使われているもの



フロン類は強力な温室効果ガスです!

フロン類は冷媒などに使用される一方、**二酸化炭素の100～10,000倍**という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、**地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献**できます。



エアコン1台分
ビル用パッケージエアコン
1台に含まれるフロンは約20kg

レジ袋約150万枚分

乗用車日本40周分

機器を 使用 しているとき

- 保有する**機器の点検**を実施してください。
  ※簡易点検：**すべての機器**に対し、3ヶ月に1回以上実施。
  定期点検：一定規模以上の機器に対し、1年又は3年に1回以上、専門業者に委託して実施。

改正 ● **点検の記録は、機器を設置してから廃棄した後も3年間保存してください。**

- フロン類の**充塡・回収は、都道府県に登録された第一種フロン類充塡回収業者のみ**行うことができます。
- フロン類の漏えいが見つかった場合、**修理なしでのフロン類の充塡は原則禁止**です。
- 年間漏えい量が一定以上の場合、国に**報告**してください。(フロン類算定漏えい量報告・公表制度)

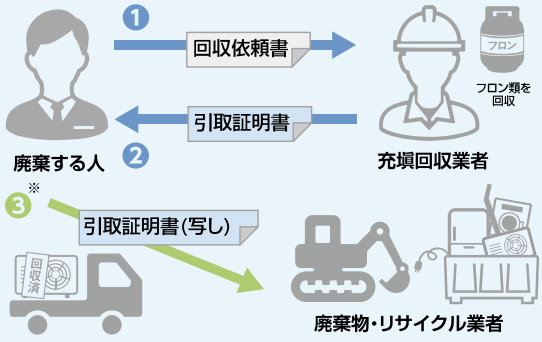
機器を 廃棄 するとき

- フロン類の回収を第一種フロン類充塡回収業者に依頼してください。
- 引取証明書(原本)は3年間保存してください。

改正 ● **廃棄物・リサイクル業者に機器を引渡す際には、引取証明書の写しを作成し、機器と一緒に渡してください。**(下図左)
※廃棄物・リサイクル業者が充塡回収業の登録を受けている場合には、フロン類の回収とあわせて機器の引取りも依頼することができます。(下図右)

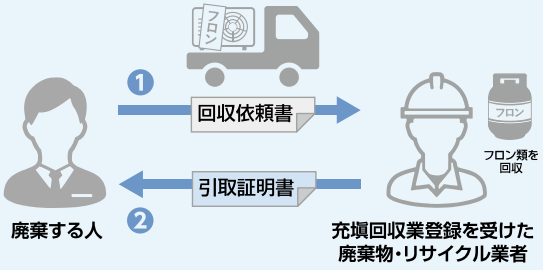
改正 ● **解体工事の場合には、元請業者から事前説明された書面を3年間保存してください。**

フロン類の回収と機器の処分を 別の 事業者に依頼する場合



※第三者を介して廃棄物・リサイクル業者へ機器を引渡す場合は、当該第三者(解体工事元請業者等)に引取証明書の写しを渡してください。

フロン類の回収と機器の処分を 同じ 事業者に依頼する場合



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト　検索

http://www.env.go.jp/earth/furon/

■お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局
http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html

環境省 Ministry of the Environment
環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室
TEL：0570-055-520

経済産業省 Ministry of Economy, Trade and Industry
経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室
TEL：03-3501-1511(内線3711)

栃木県気候変動適応センター通信25号

令和５(2023)年９月

ミルクの国とちぎが進める！

乳牛の暑熱対策

県畜産酪農研究センターでは、暑さに弱い乳牛の暑熱対策の研究をしており、その対策技術を周知するために畜産関係研究セミナー（酪農部会）を開催し、酪農の生産者や関係者をはじめ、県機関、県農業大学校の学生等が参加しました。

乳牛は暑さが苦手



乳牛にとっての快適温度は、約４℃～20℃前後。これより暑いと水をたくさん飲み、食欲が減って、乳牛も夏バテを起こします。夏は、他の季節に比べ、乳量が３割ほど減り、乳中の脂肪分も低下します。

また、免疫力が低下して、乳房炎等を起こしやすくなる等、病気にかかりやすくなってしまいます。

近年の夏季の高温や熱帯夜は、乳牛にとって大きなストレスになるため、暑熱対策が重要です。

特別講演

酪農における暑熱対策に係る新たな知見について



北里大学獣医学部 鍋西准教授に「酪農における暑熱対策に係る新たな知見について」と題し、近年の気候変動に起因すると言われている夏の猛暑にいかに対応していくか、その具体的な技術から課題までをわかりやすく解説いただきました。

講演から　なるほどなっとく！

ソーカーシステムによる効果

牛の体に直接散水して冷却するとともに、送風をして気化熱で牛体の熱を低下させる方法であり、送風だけの場合と比べ、より体温が下がり、乳量も多くなる効果が確認されています。

【３分毎に10秒間の散水を繰り返したときの効果】



10秒の散水直後に牛の表面温度が下がっているまるよー♪

畜産酪農研究センターから

「気温・湿度」と「乳牛の行動データ」を分析し「見える化」



乳牛の首に装着した「動態センサー」（写真）により牛舎内の温度や湿度と同時に、牛の様々な行動（起立、横臥、反すう、採食等）を記録するシステムを導入し、環境と乳牛の行動との関連性について分析を行っています。

この他にも「胃内留置型・無線式のセンサー」を活用して、暑熱が胃の働きに与える影響を調査・検討しています。

8月と12月は「栃木県民牛乳消費拡大月間」です

栃木県は、生乳生産量全国２位の酪農王国です！

乳牛は病気を防ぐため毎日搾乳する必要があり、生乳の生産コントロールはできません。

生乳の廃棄といった食品ロスを防ぎ、乳牛が減り美味しい牛乳が飲めなくならないよう牛乳やヨーグルトを普段より１本、特に育ち盛りの方は更にもう１パック多く購入し「ミルクの国とちぎ」の酪農を応援しましょう！

栃木県気候変動適応センター【事務局：栃木県環境森林部気候変動対策課　☎028-623-3187】

気候変動とその影響、気候変動影響による被害を回避・軽減するための適応策に関する情報はセンターHPを御覧ください。

（https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/tochi-tekiou.html）

HP　Twitter

ネイチャーガイドが案内する自然体験ツアー

2023年vol.4（10月版）

各ツアーの詳細お申し込みはコチラ！！→



小田代原『草紅葉』ガイドウォーク

入門編

10月*1日（日）、7日（土）、8日（日）、*13日（金）
9：25～10：50、13：55～15：20　（*付きの日は午前のみ）
場所：小田代原半周　／　料金：お1人1，000円（別途低公害バス運賃）

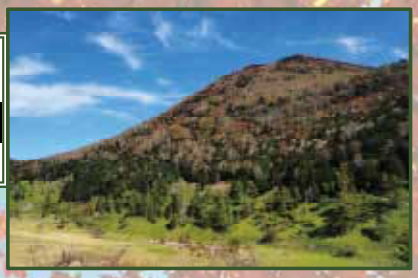
知る人ぞ知る絶景は場所にヒミツがある！？ネイチャーガイドとその謎を解き明かしましょう。

奥日光秋のトレッキングin切込湖・刈込湖

体力中程度

10月7日（土）、10日（火）　8：30～15：10
場所：湯元～刈込湖～光徳

一足先に始まる山の紅葉がご褒美！初心者歓迎のトレッキングに挑戦してみましょう！





秘滝トレッキング～庵滝～

体力中程度

10月14日（土）、17日（火）　8：45～15：00
場所：弓張峠～庵滝　／　料金：お1人7，000円（低公害バス運賃別途）

紅葉の森を爽やかにトレッキング♪森から姿を現す一直線の水の流れに会いに行きましょう！

戦場ヶ原ガイドウォーク

入門編

10月20日（金）、26日（木）、30日（月）、31日（火）
10：00～11：30　場所：戦場ヶ原　／　料金：お1人1，000円

ネイチャーガイドとお手軽ハイキング！晩秋の自然をたっぷり見て感じて満喫しましょう♪





秘滝トレッキング～赤岩滝～

やや健脚向け

10月22日（日）　8：10～16：20
場所：西ノ湖入口～赤岩滝　／　料金：お1人7，000円（別途低公害バス運賃）

紅葉の森や河原を歩き、落差100m超と華厳滝をしのぐ、奥日光最大級の巨瀑を目指します。

西ノ湖・千手ヶ浜ハイキング

入門編

10月22日（日）　8：45～12：30
場所：西ノ湖～千手ヶ浜　／　料金：お1人3，000円（別途低公害バス運賃）

紅葉真っ盛りの巨木が立ち並ぶ森で、のびのび森林浴＆気ままに自然観察も楽しみましょう♪





私たちがご案内します！
奥日光の秋をたっぷり
楽しみましょう♪

栃木県立日光自然博物館

お問い合わせはこちら！

〒321-1661　栃木県日光市中宮祠2480-1
TEL：0288-55-0880　FAX：0288-55-0850

※天候等の理由により、内容に変更が生じる場合がございます。
※ツアーは原則事前申し込み・先着順です。ご了承ください。

HOW TO
セルフガイド Eバイクツアーの楽しみ方



レンタルする自転車（Eバイク）と専用ナビゲーション機器を使って、ツアーごとに決められたルートを、お客様ご自身（ガイドなし）でサイクリングしていただく「セルフガイド形式」のサイクリングツアーです。

ご家族やお仲間と、プライベートで自由なサイクリングに出かけましょう！専用ナビゲーションが案内してくれるから、道に迷う心配はありません。国立公園内の観光スポットへの立ち寄りや、休憩、お食事、お買い物なども、自由に気兼ねなくお楽しみください。



自転車や専用ナビゲーション機器の使い方は、スタート前にスタッフが丁寧にレクチャーします。



自転車やヘルメット、鍵などの装備品のレンタルや保険も含まれていますので安心です！

TOUR PROCESS
ツアーご参加の流れ

申込・参加についての注意事項は公式ホームページをCheck!

ご予約
○事前に必ずホームページまたはお電話でご希望のツアーをご予約ください。

当日
○当日は、ツアーの発着地となるツアー拠点へツアー開始時間までにお越しください。
○参加受付完了後、ツアーのルート説明、Eバイクの使い方、ナビゲーション機器の使い方の説明をいたします。

サイクリング中
○ルートの選択は、専用ナビゲーション機器による案内に従えば迷うことはありません。
○各ツアーごとにおすすめのルートが設定されていますが、制限時間までに拠点に戻っていただければ、立ち寄り先も休憩も自由に決められるので、お客様のペースでサイクリングできます。
○ツアー中のトラブルやお困りの際には、遠慮なく拠点スタッフまで！
○絶景やサイクリング、グルメ、ショートウォーク等をたっぷり楽しんでいただき、終了時刻までに拠点へお戻りください。

帰着・終了
○拠点に戻ったら、レンタル品をスタッフにご返却ください。
○アンケートにお答えいただいたら、ツアー終了です。

＼ 使用するEバイク ／



E-クロスバイク



E-マウンテンバイク

Eバイクはスポーツバイクの走行性能と電動自転車のアシスト機能をかけ合わせた自転車です。スポーツバイクのようにスピードを出して軽快な走りを楽しみつつ、坂道や長距離ライドでは電動アシストでラクに走り抜けることができます。

ACCESS MAP



ツアー拠点 アクティビティ体験ツアー Spes 塩原ベース（栃木県営無料駐車場内）
〒329-2921
栃木県那須塩原市塩原2196-13

アクセス
[電車・バス] 那須塩原駅から路線バスで「塩原温泉バスターミナル」へ（所要時間約65分）バス停から徒歩3分
[車] 東北自動車道「西那須野塩原IC」から車で約20分

Google map

CONTACT
ご予約は、HP又はお電話でご連絡ください

運営お問合せ 青空プロジェクトTHE DAY
〒329-2921
栃木県那須塩原市塩原2196-13

HP https://ebike-nasu.com

TEL 0287-32-4000（塩原温泉観光協会）
090-2528-3288（直通）

ツアー主催 NPO法人塩原温泉観光協会
〒329-2921 栃木県那須塩原市塩原747
TEL.0287-32-4000　http://www.siobara.or.jp/

National Parks of Japan

＼ 塩原温泉をめぐる ／
セルフガイドEバイクツアー



塩原温泉版

那須&塩原 Eバイクトリップ

3つのツアーシリーズ

那須高原版　塩原温泉版　那須ガーデンアウトレット版

日光国立公園　那須・塩原地域

各ツアー共通事項	ツアー参加料金	参加資格	お支払方法	参加費に含むもの	受付場所	開催日	催行人数	予約方法	予約締切
	5,000円／人	身長155cm以上で自転車に乗れる健康な方	【ネット予約の場合】クレジット払いまたは当日現金払い 【電話予約の場合】当日現金払い	レンタルEバイク及び付属品、ヘルメット、専用ナビゲーション機器（1組に1個貸出）、ルートマップ、電話サポート、保険、消費税	アクティビティ体験ツアーSpes 塩原ベース（栃木県営無料駐車場内）	4月～11月の特定除外日を除く毎日 ※詳しくはHPの予約カレンダーをご確認ください	最少2名 最大定員10名	インターネットまたは電話	ツアー前日の17:00まで



LEVEL 初級 1 2 3

天空の絶景ヒルクライム 約25km

塩原温泉はもちろん、高原方面の山々をも一望する絶景の九十九折が続く「塩那道路」を登り降りして「映える」景色を楽しむツアーです。一般の方々でも、絶景のヒルクライムを気軽に体験していただけるのは、Eバイクだからこそ。ルート後半では、観光客はもちろん、地元の人も滅多に通らない静かな林道を抜け、穴場の滝や昔ながらの釣り堀併設の食堂にも立ち寄り、ディープな塩原を感じることができます。



受付／終了時間
(1) AM 9:00集合／PM 3:00終了
(2) AM10:00集合／PM 4:00終了







LEVEL 初級 1 2 3

塩原水辺の自転車散歩 約14km

塩原温泉の中央を流れる箒川沿いの渓谷美の中を走りながら、竜化の滝へのハイキングや、小太郎ヶ淵＆小太郎茶屋での一服、塩原八幡宮の巨大な逆杉など、人気のスポットをのんびりと楽しむ自転車散歩のツアーです。温泉街を走りながらのお土産探しもおすすめです。

※小太郎ヶ淵へのアクセスルートの一部に未舗装路を含むため、マウンテンバイクタイプのEバイクが推奨されます。





受付／終了時間
(1) AM 9:00集合／PM 2:00終了
(2) AM10:00集合／PM 3:00終了
(3) AM11:00集合／PM 4:00終了

LEVEL 初中級 1 2 3

静寂の湿地と秘湯巡りライド 約26km

温泉街から、塩原温泉と鬼怒川温泉を結ぶ「日塩もみじライン」を走るヒルクライムで一気に標高を上げ、原生林に囲まれた静寂の湿地帯、大沼園地、ヨシ沼園地へ。ヒルクライムの後は、奥塩原の新湯や元湯の日帰り温泉などで、塩原温泉が誇る極上泉質を堪能しましょう。国立公園の豊かな自然と極上温泉を満喫して1日たっぷり楽しむツアーです。

受付／終了時間
(1) AM 9:00集合／PM 3:00終了
(2) AM10:00集合／PM 4:00終了







※各ツアーの詳しい持ち物や開催日は、予約ページをご確認ください。
※他のツアーの情報は「那須高原版」、「那須ガーデンアウトレット版」、もしくは公式HPをご覧ください

栃木県内のまつり・イベント情報（10月・11月）

本物の出会い 栃木

期日	名称	市町名	場所（集合場所）	問い合わせ	TEL
9月30日（土）～10月15日（日）	コスモス祭り	益　子　町	益子町生田目地区	ましこ花のまちづくり実行委員会事務局	0285-72-3101
10月、11月の土、日、祝日 9:00～16:00	物外軒無料開放	足　利　市	物外軒（足利市通6丁目3161-3）※織姫公民館裏手	足利市教育委員会文化課	0284-20-2230
10月14日（土）～11月14日（火）■10月 9:00～17:00（受付は16:00まで）■11月 9:00～16:30（受付は15:45まで）	■御食堂室内特別公開■御日拝所室内特別公開	日　光　市	日光田母沢御用邸記念公園（日光市本町8-27）	日光田母沢御用邸記念公園	0288-53-6767
10月16日（月）～17日（火）■10月16日（月）神事流鏑馬　13:00～■10月17日（火）百物揃千人武者行列・11:00～　渡御・12:00～　御旅所祭・13:00～　還御	日光東照宮秋季大祭	日　光　市	日光東照宮表参道（日光市山内2301）	日光東照宮	0288-54-0560
10月18日（水）～2月14日（水）■平日　15:30～21:00■土・日・祝　15:30～21:30※予定	光の花の庭　フラワーファンタジー2023	足　利　市	あしかがフラワーパーク（足利市迫間町607）	あしかがフラワーパーク	0284-91-4939
10月21日（土）	下野國一社八幡宮秋祭	足　利　市	下野國一社八幡宮（足利市八幡町387）	下野國一社八幡宮社務所	0284-71-0292
10月21日（土）～11月12日（日）9:00～16:00	第72回小山市菊花大会	小　山　市	道の駅思川（小山市大字下国府塚25-1）	小山晃思会事務局	0285-30-4772※土・日・祝日は除く
10月22日（日）12:30～15:00	第6回きつねの嫁入り	さ　く　ら　市	・喜連川本町商店街（さくら市喜連川）・喜連川公民館（さくら市喜連川4397）	和い話い広場内きつねの嫁入り実行委員会事務局	028-666-8370
10月22日（日）10:00～14:30	ラーニングバケーション受け継ごう「益子の手仕事」2023	益　子　町	益子ふるさとの家（芳賀郡益子町七井343）	益子町観光商工課タウンプロモーション係	0285-72-8846
10月27日（金）～11月5日（日）9:00～16:30	鹿沼園芸フェア	鹿　沼　市	鹿沼市花木センター（鹿沼市茂呂2086-1）	鹿沼市花木センター	0289-76-2310
・10月27日（金）～29日（日）17:00～19:00（最終受付18:30）・11月3日（金・祝）～5日（日）16:00～21:00（最終受付20:30）	日光山輪王寺 逍遥園ライトアップ	日　光　市	日光山輪王寺 逍遥園（日光市山内2300）	日光山輪王寺	0288-54-0531
10月27日（金）～28日（土）	第4回とちぎ蚤の市	栃　木　市	とちぎ山車会館前広場、蚤の市通り（栃木市万町）	・栃木市観光振興課・（一社）栃木市観光協会	・0282-21-2374・0282-25-2356
10月28日（土）11:00～12:00	荒沢不動尊護摩供養	日　光　市	裏見ノ滝（日光市丹勢）	興雲律院	0288-54-0260
10月28日（土）～11月12日（日）　予定	足利灯り物語2023	足　利　市	・史跡足利学校（足利市昌平町2338）・鑁阿寺（足利市家富町2220）・足利織姫神社（足利市西宮町3889）	（一社）足利市観光協会	0284-43-3000
10月～12月　詳細未定	日光手打ちそばスタンプラリー	日　光　市	日光市内の参加各店	日光市農政課	0288-21-5171
10月中旬 13:00～19:00　開催未定	今市屋台まつり	日　光　市	JR今市駅前通り（日光市中央町）	日光市今市納涼祭実行委員会事務局（日光商工会議所）	0288-30-1171
11月1日（水）～2月29日（木）	うずまの竹あかり	栃　木　市	巴波川沿い（栃木市倭町）※常盤橋～幸来～巴波川橋　までの左岸約500m	・栃木市観光振興課・（一社）栃木市観光協会	・0282-21-2374・0282-25-2356
11月中旬～下旬　詳細未定	太平山もみじまつり	栃　木　市	太平山（栃木市平井町周辺）	・栃木市観光振興課・（一社）栃木市観光協会	・0282-21-2374・0282-25-2356
11月中旬～下旬　詳細未定	出流新そばまつり	栃　木　市	出流観光会加盟店各店（栃木市出流町）	（一社）栃木市観光協会	0282-25-2356
11月11日（土）	第12回歌麿まつり	栃　木　市	とちぎ蔵の街大通りを中心とした街中周辺	栃木市蔵の街課	0282-21-2573
11月11日（土）～12日（日）	第22回蔵の街ふるさとまつり	栃　木　市	とちぎ蔵の街大通りを中心とした街中周辺	・栃木商工会議所・栃木市商工振興課	・0282-23-3131・0282-21-2508
11月19日（日）～20日（月）開催予定	恵比寿講	足　利　市	西宮神社（足利市西宮町2931）	西宮神社	0284-21-6790

※イベント中止等の場合がありますので、お出かけの際は上記にお 問い合わせください。

ライフプランコラム「いま、できる、こと」

子どもの教育費は“負担”ではなく、“投資”という捉え方

子どもの教育費は「人生3大支出」の一つだと言われています。ですので、ライフプランセミナーでもお話しすることが多いネタではあるのですが、先日、子どもの教育費について「親の負担が増えている」という話しを紹介したところ、参加者からお叱りをうけました。

「子どもの教育費のことを、親からみた“負担”という観点で紹介しているが、私は自分の子どもが通う学校の授業料を“負担”だと考えたことは一度もない。“負担”という言葉で、参加者の不安感を煽ろうしているのではないか？」

う～ん、おっしゃる通り、子を持つ親の気持ちからすると、「子どもの教育費は“負担”」という表現は適切ではなかったかも知れませんね。これまでの自分自身の子育てを振り返っても、ご指摘はごもっとも、と反省しております。そして、改めて、親の立場から子どもの教育費をどのように捉えればいいのだろうか、と考えてみました。こんな感じでどうでしょうか？

「子どもの教育費とは、子どもの将来の可能性や選択肢を広げるための“投資”である」

なお、「不安感を煽る」というご指摘については、そうした側面がない訳ではありませんが、ニュアンスが少し違います。より正確には、「健全な危機感を持っていただきたい」というのが私の思いです。

さて、子どもの教育費を“投資”と捉えた場合、大学卒業までの総投資金額はどの程度になるのでしょうか？

■ 子どもの教育費の目安※1

	公立	私立
幼稚園（3年）	47万円	92万円
小学校（6年）	211万円	999万円
中学校（3年）	161万円	430万円
高校（3年）	154万円	315万円
大学（4年）	242万円	551万円※2
計	**815万円**	**2,387万円**

ご覧のように、すべて公立だと815万円、すべて私立だと2,300万円を超える“投資”になります。また、私立幼稚園→公立小学校→公立中学校→私立高校→私立大学という進学プランを一つの典型的なパターンだとすれば、そのトータルは1,330万円となり、子どもが2人だと、その倍の金額になる、という訳です。



最後に「子どもの教育費が“投資”なら、そのリスクとリターンは？」と、こんな質問があるかも知れません。たぶん答えは色々でしょう。例えば、「子どもが自分の老後の面倒をみてくれるかどうか？」と考える人もいれば、「子どもが元気ならそれでいい、それこそが最大のリターンだ」という方もいらっしゃるでしょう。ただし、親子関係を損得勘定で論じるのもいかがなものかとも思いますので、このリスクとリターンは少し曖昧にしておくのが“親心”なのかも知れません。

※1　出所：文部科学省「子供の学習費調査(令和3年度)」、「私立大学等の令和3年度入学者に係る学生納付金等調査結果について」、「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」、※2　私立理系の場合

大和証券　ライフプランビジネス部
2023/9/28作成

会員へのメール配信サービスを始めました。是非ご活用ください！

当協会では、行政や関係団体からの法改正や各種研修会の案内等をホームページや郵送等により情報提供を行っておりますが、より早く情報を届けるため、新たな情報発信のツールとして、電子メールでの配信も並行して行うこととなりました。

つきましては、電子メールでの配信を希望される会員は、次の内容を入力して当協会宛にメールくださいますようお願いいたします。

≪登録方法のご案内≫

■送信先：協会 e-mail　**info@tochigi-sanpai.or.jp**

＊メール件名に「メール配信希望、会社名」を入力

＊本文に　①会社名、②担当者、役職名、③電話番号、④送信先のメールアドレスを入力

何かご不明な点がございましたら、協会事務局までご連絡ください。TEL028-612-8016

【適格請求書発行事業者登録番号のお知らせ】

令和 5 年 10 月 1 日から、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入され、当協会では適格請求書発行事業者として登録番号を取得しました。

□登録番号　　T5060005007641

― 編 集 後 記 ―

実りの秋、酷暑が野菜の値段を押し上げていますが、米は豊作の模様でほっとしました。さて、10 月 1 日からインボイス制度が始まり、当協会も課税事業者として領収書などに登録番号を記載して対応することになりました。消費税を分けてカウントすると、知らず知らずのうちに納税していることに気づきます。

では、地球温暖化防止の義務は果たせているでしょうか。今募集中の 10 月 25 日開催のトップセミナーではカーボンニュートラルについて考えます。「30 年までに 46%削減、50 年にニュートラル」のカーボンとは？「温室効果ガスの総称」で、冷媒のフロンは二酸化炭素の 1000 倍、10000 倍も地球を温暖化させるとのこと。些細なことですが、冷媒の漏れを目視し修理することが実は温暖化防止になります。冬が来る前に身の回りの機器の点検と清掃、修理が地球を救い長寿命化もできます。こちらは知らず知らずには義務を果たせないようです。フィルター清掃で省エネ運転ができるようですが、その他の策は？トップセミナーをお楽しみに。

― 事務局だより ―

☆ 9 月 13 日（水）

令和５年政策懇談会が宇都宮市のニューみくらにおいて開催され、菊池清二会長と湯澤元浩専務理事が出席しました。

☆ 9 月 14 日（木）

青年部関東ブロック幹事会がハイブリット形式において開催され、小林正幸部長、山本晃司副部長が出席しました。

☆ 9 月 19 日（火）

(公社)全国産業資源循環連合会令和５年度第２回法制度対策委員会が Web 会議において開催され、神山昌彦副会長が出席しました。

☆ 9 月 26 日（火）

環境学習出前授業が茂木町の中川小学校において開催され、青年部の小林正幸部長、山本晃司副部長、熊本幹事、村上部員が参加しました。

☆ 9 月 27 日（水）

環境学習出前授業が那須町の黒田原小学校において開催され、青年部の五月女太造顧問等が参加しました。